

平成 28 年 8 月 5 日

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
市場環境改善委員会
委員長 中野信博

キャリアアップ助成金（厚生労働省）ご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、7 月 28 日に厚生労働省が発表したところによりますと、平成 28 年度地域別最低賃金額改定の目安は全国加重平均で 24 円（昨年度 18 円）と、初めて 20 円を超える大幅な引き上げ額が示され、会員の皆さまにおかれましては、その対応に苦慮・奔走されておられることと存じます。

一方、厚生労働省では非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、こうした取り組みを実施した事業主に対する助成として「キャリアアップ助成金」を実施しております。本助成金は、会員の皆さまには「従事者の処遇改善」と「賃金負担の軽減（例えば最低賃金の負担軽減）」の 2 つを同時に行うための一つの手段として活用できるものと考え、ご案内申し上げる次第です。

具体的には、本助成金のうち『処遇改善コース：賃金テーブル改定』が活用しやすいものと存じます。これは、すべてまたは一部の基本給の賃金テーブルを改定し、2%以上増額させた場合に、対象労働者数に応じて（1 年度 1 事業所 100 人まで）助成金が受けられるものであり、事業所単位で申請することができます。なお、助成を受けるにあたっては、一定の要件および必要書類の提出等が必要となります。

このほか、本助成金にはさまざまなコースがございますので、詳しくは添付いたしました資料、または厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。また、都道府県労働局または最寄りのハローワーク等にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬具

●厚生労働省「キャリアアップ助成金」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

.....【本件に関する問い合わせ先】.....

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業開発部 尾崎
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 ozaki@j-bma.or.jp

キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

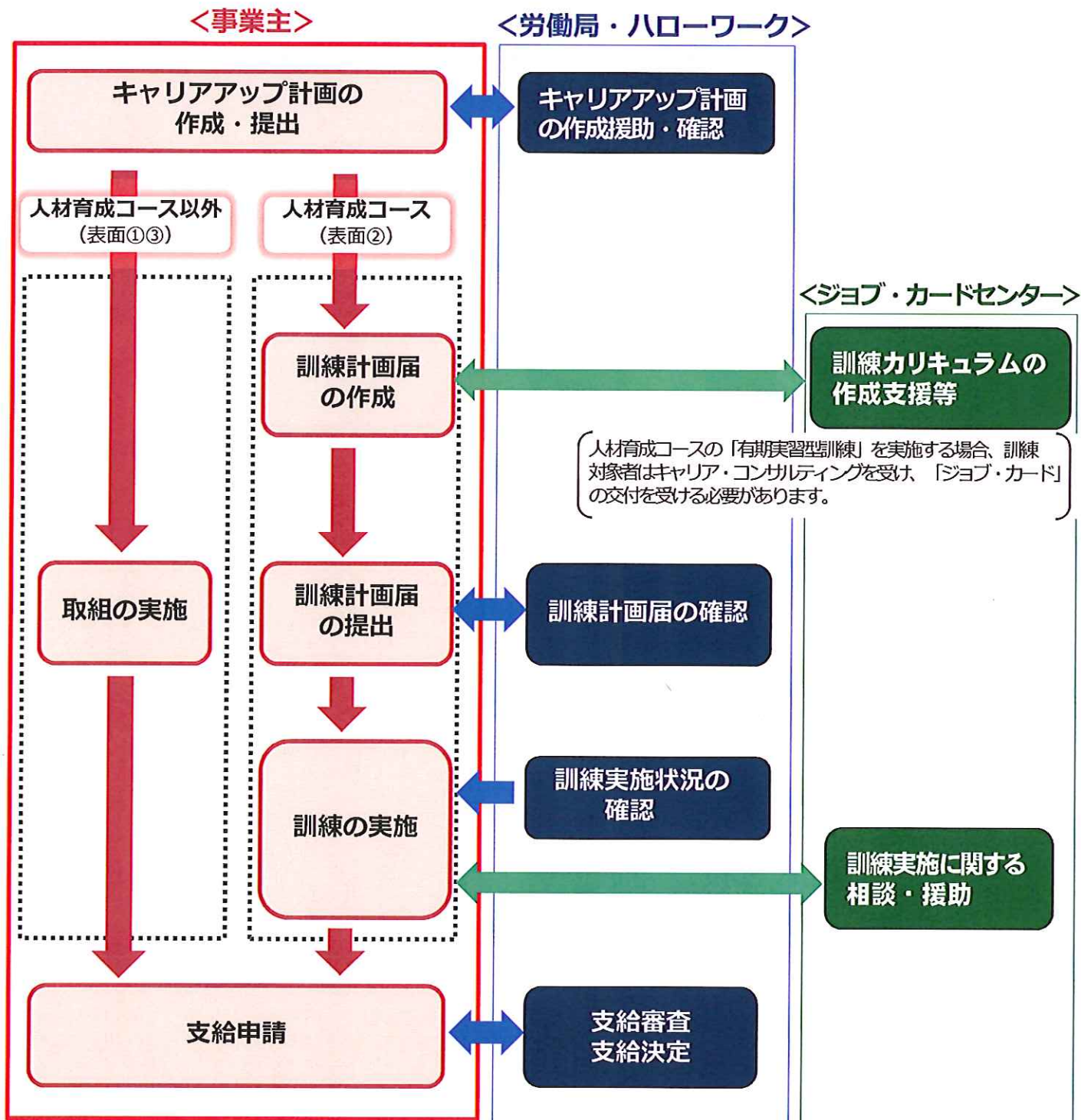
助成内容		助成額 ()は中小企業以外の額
1 正社員化コース	有期契約労働者等を ・ 正規雇用労働者・ 多様な正社員等に転換 または ・ 直接雇用した場合	①有期→正規：1人当たり 60万円 (45万円) ②有期→無期：1人当たり 30万円 (22.5万円) ③無期→正規：1人当たり 30万円 (22.5万円) ④有期→多様な正社員（勤務地・職務限定、短時間正社員）：1人当たり 40万円 (30万円) ⑤無期→多様な正社員：1人当たり 10万円 (7.5万円) ⑥多様な正社員→正規：1人当たり 20万円 (15万円) ※派遣労働者を派遣先で正規雇用等として直接雇用する場合、 ①③1人当たり30万円（中小企業以外も同額）加算 ④⑤1人当たり15万円（中小企業以外も同額）加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 ①1人当たり10万円（中小企業以外も同額）加算 ②～⑤5万円（中小企業以外も同額）加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ④⑤1事業所当たり10万円（7.5万円）加算
2 人材育成コース	有期契約労働者等に ・ 一般職業訓練 (Off-JT) ・ 有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT) ・ 中長期的キャリア形成訓練 (専門的・実践的な教育訓練) (Off-JT) を行った場合	Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1時間当たり 800円 (500円) 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練 最大 30万円 (20万円) 中長期的キャリア形成訓練（有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合） 最大 50万円 (30万円) ※実費を限度 OJT《1人当たり》 実施助成：1時間当たり 800円 (700円)
3 処遇改善コース	有期契約労働者等に次のいずれかの取組を行った場合 ① すべて又は一部の基本給の賃金テーブルを改定し、2%以上増額 させた場合 ② 正規雇用労働者との共通の処遇制度を導入・適用 した場合 ③ 週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長し社会保険を適用 した場合	①賃金テーブル改定 ・ 全ての賃金テーブル改定： 対象労働者数が 1～3人： 10万円 (7.5万円) 4～6人： 20万円 (15万円) 7～10人： 30万円 (20万円) 11～100人： 3万円 (2万円) ×人数 ・ 雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定 対象労働者数が 1～3人： 5万円 (3.5万円) 4～6人： 10万円 (7.5万円) 7～10人： 15万円 (10万円) 11～100人： 1.5万円 (1万円) ×人数 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円 (15万円) 加算 ②共通処遇推進制度 ・ 法定外の健康診断制度を新たに規定し4人以上実施： 1事業所当たり 40万円 (30万円) ・ 共通の賃金テーブルの導入・適用： 1事業所当たり 60万円 (45万円) ③短時間労働者の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長： 1人当たり 20万円 (15万円)

◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

◆受給までの流れは、裏面をご覧ください。

受給までの流れ

助成金の活用にあたっては、事前に「**キャリアアップ計画**」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出する必要があります。



◆ 支給要件等の詳細は、ホームページまたは「キャリアアップ助成金のご案内」(パンフレット)をご確認ください。

キャリアアップ助成金

検索

☆ ご不明な点については、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ お問い合わせ下さい ☆